町議会

九月定例会の議決事件

町議会九月定例会は、九月二十日から二十四日までの会期で招集され、十七件の議案が審議されました。

議決されたおもな事件と、その内容は、次のとおりです。

◎**消防等に協力した者の公務災害補償条例の制定**

今までは、消火作業などに災害の消防団員のけがなど、災害が発生したときに、一般住民が応急に出動したために、けがなどを受けたという場合、それらを補償することを規定した条例が三つに分かれていましたが、補償の基準が低く、とくに一般住民の応急出動者の規定にあう範囲が狭かったことなどのため、一つの条例にまとめて、補償の内容などを改めたものです。

◎**臨時露店管理条例の制定**

祭礼などに出店する露店の管理を、明るく公平にするために設けられました。

これにより、稲荷神社、石動神社、黒山不動尊、高森薬師の四か所で行なわれる祭礼に出店するときは、町長の許可が必要になりました。

◎**博物館条例の制定**

明治百年を機会に、近年、急速に失なわれつつある郷土色豊かな民俗資料などを収集して、永く後に残そうとするもので、博物館の建物は、役場わきの旧新発田商工高等学校分校の校舎があてられます。

◎**課設置条例の改正**

十月一日から、役場機構の一部が変りました。災害復興課がなくなり、商工開発課が新しく設けられ、また、産業課は、農政課に名称が変りました。

これは、おもに、町が新潟県の変化や、医学の進歩によって発見される成人病の多いことが、医療費に現われてきていることが、地域保険である健康保険の被保険者には、老人数が三・五月、一件当りの医療費は二千八百円、年間一人当りでは二万百円となっています。最近では、一人一カ月受診で、早く健康になるようにつとめましょう。

◎**町道の認定**

秋葉通り一号線（上土地他地内、幅四・五㍍、延長二三〇㍍）

秋葉通り二号線（上土地他地内、幅三・六㍍、延長三六三㍍）

町道の廃止

笹黒・尾山線（笹黒から尾山前までの間、幅五・四㍍、延長九八〇㍍）

◎**教育委員の任命同意**

九月三十日に、任期が満了した小林静一郎さんと生田錠さんの二人の委員の後任として、次の二人が任命同意の議決を得て選任されました。

小林静一郎（高森新田　六十八歳）

石山　徳一（新木　六十一歳）

石山助役が辞任

町の石山助役は、九月三十日限りで、町の助役を辞任されました。これは、今まで町の助役定数は二人制をとっていましたが、昨年の九月定例町議会で、助役は昭和三十三年十月一日からは、一人制とすることに条例を改正したことによるものです。

石山助役は、昭和三十三年一月、当時の長浦村長に当選、豊栄町との合併に尽力され、三十四年九月、豊栄町の助役に選任されました。その後、おもに建設、産業関係を担当、四度の大災害にさいし、その復興に貢献されました。

なお、石山助役は、九月定例町議会で教育委員の選任同意を得ており、十月一日付けで、町の教育長に就任されました。

保険税はなぜ高い

国民健康保険 医療費は税の約三倍

毎年のことですが、納税組合に、年間の町税確定額を通知すると、どうしてこんなに保険税が高くなったのか、と聞かれます。そこで国民健康保険のしくみと、保険税についてお知らせし、みなさんのご理解をいただきたいと思います。

ご承知のとおり国民健康保険は、被保険者（加入者）が病気やけがをして、医師にかかったとき、医療費の七割を町が支払うことや、保健婦が行なう病気の予防活動、助産婦祭費の一部として三千円を支給することなど、いろいろ明るい健康的な生活のための事業を行なっています。そのなかで、最も大きな役割である医療費の給付（保険給付）は、国保予算総額の九〇㌫をしめており、歳出のほとんどが、医療費に充てられています。

昭和四十三年度の国保の予算額は、二億一千万円をこえる大きな数字となり、その九割が医療費に充てられ、毎月の支払額は、一千五百万円から二千八百万円になります。

みなさんが、医師の窓口で負担する額は、医療費総額の三割で、以前に比べて、給付の条件はよくなりました。このことにより、早く受診して早く病気を直すようになったことは、よろこばしいことです。しかし、最近の社会構造の変化や、医学の進歩によって発見される成人病の多いことが、医療費に現われてきていることが、年間平均で三・七件受診しており、その一件当りの日数が三・五日、一件当りの医療費は二千八百円、年間一人当りでは二万百円となっています。最近では、一人一カ月受診で、早く健康になるようにつとめましょう。

昭和四十二年度中の、国保加入者の受診状況や医療費のかかり具合を調べてみると、次のようになります。被保険者一人が、年間平均で三・七件受診しており、その一件当りの日数が三・五日、一件当りの医療費は二千八百円、年間一人当りでは二万百円となっています。最近では、一人一カ月受診で、早く健康になるようにつとめましょう。

平等な負担と相互扶助

一方、国保会計の経費に充てる財源としては、国が支出するものと、みなさんから納めていただく、保険税があります。

昭和四十三年度では、歳入総額の六五㌫が国庫支出金、三五㌫が保険税です。国が支払うものには、療養給付費負担金として、療養費総額の百分の四十と役場の事務費、そのほか、保健婦や助産婦に対する補助金があります。また、保険税の収入と医療給付金のバランスをとるためや、災害で保険税を減免した場合の補てんに充てる、交付金の制度があります。

国が支出するものに対し、歳入予算の三五㌫をしめる国保税は、七千万円をこえる大きな額ですが、この計算方法は、地方税法に基づくもので、町の条例で規定しており、算出方法は、次のようになります。

算出基準は所得割、資産割、一人当りの均等割、世帯均等割の四つに分けることができ、前の二つを応能割、あとの二つを応益割といいます。

所得割の基準となる額は、町民税の所得計算と同じ基礎額ですが、所得控除額が町民税より少なくなっています。

よく納税者から、町民税と比較して高いと言われますが保険税は、世帯を単位に税が計算されるため、加入者の所得が合算されているし、応益負担という考え方により、所得や資産のない世帯でも、かなり高額の保険税を負担することになります。平等の給付を受ける受益に対応する負担を、そのほか、相互扶助が保険税の基本になっています。

四十三年度の保険税は、一世帯平均で一万七千円、一人当りで三千四百円になり、かなり高額です。しかし、前述の医療費と比較して、現制度のもとでは、やむをえないことです。

とくに豊栄町は、連続の災害で、保険税を大きく減免したり、基準となる所得の減少や、低所得層減対象の大きかったことなどで、前年度と今年度の、個々の比較はできません。したがって、今年度の税が大きく、増加した世帯も多くありますが、みなさんの保険税が、いかに家庭の幸福のためにたいせつであるかを深く認識され、税の納期内完納にご協力ください。

乳、幼児検診も保健婦活動の一つ。年間2,000人をこえる

乳、幼児が受診し、医師や保健婦の指示を受けています。